



発行 新潟県

第81号

令和2年10月23日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1141 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 1142 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届(障害福祉課)
- 1143 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届(障害福祉課)
- 1144 公有水面埋立ての免許(漁港課)
- 1145 保安林の指定予定(治山課)
- 1146 保安林の指定予定(治山課)
- 1147 保安林の指定予定(治山課)
- 1148 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1149 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1150 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

- 予算の公表(財政課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

病院局公告

- 新潟県立中央病院診療材料調達業務公募型プロポーザルの実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

告 示

◎新潟県告示第1141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年10月23日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	しばた24	新発田市富塚町1丁目1-11コーポ石井106	一般社団法人HK	令和2年10月1日
重度訪問介護				
就労継続支援B型	ワークセンター花笑み	燕市秋葉町1丁目4番6号	特定非営利活動法人リカバリー燕	令和2年10月1日
共生型生活介護	デイサービスセンター春日和見附	見附市本町4-2-33	株式会社ワールドステイ	令和2年10月1日
共生型生活介護	デイサービスセンター春日和	五泉市船越973番地48	株式会社ワールドス	令和2年

船越	テイ	10月1日
----	----	-------

◎新潟県告示第1142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年10月23日

新潟県知事 花角 英世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護 重度訪問介護	有限会社新発田介護センター	新発田市東新町4-1-10	有限会社新発田介護センター	令和2年9月30日

◎新潟県告示第1143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年10月23日

新潟県知事 花角 英世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域移行支援 地域定着支援	上越メンタルネット相談支援事業所	上越市寺町2丁目20番1号上越市福祉交流プラザ内	特定非営利活動法人上越メンタルネット	令和2年8月31日

◎新潟県告示第1144号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和2年10月23日

新潟県知事 花角 英世

1 埋立免許年月日

令和2年10月13日

2 出願人の名称及び住所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちP1の地点からP3の地点までを順次に結んだ線、及びP3の地点と10733の地点を結んだ線、及び10733の地点とP1の地点とを結ぶ令和元年の春分の満潮位（D.L.+0.374m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

P1の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場（北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398）から91度29分13秒40.23mの地点

P2の地点 P1の地点から248度51分35秒2.800mの地点

P3の地点 P2の地点から158度35分40秒195.932mの地点

10733の地点 P3の地点から68度51分35秒2.800mの地点

P1の地点 10733の地点から338度35分40秒195.932mの地点

(3) 面積

548.69平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市両津夷372番地5の西側に接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びP4の地点とP1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

P4の地点 佐渡市両津夷372番地4地内の物揚場敷にある四等三角点魚市場（北緯38度05分18秒4099、東経138度26分05秒6398）から86度15分59秒39.083mの地点

P5の地点 P4の地点から248度51分36秒6.660mの地点

P6の地点 P5の地点から158度35分40秒203.653mの地点

P7の地点 P6の地点から68度51分45秒6.667mの地点

10733の地点 P7の地点から338度29分56秒3.861mの地点

P1の地点 10733の地点から338度35分40秒195.932mの地点

P4の地点 P1の地点から338度35分34秒3.860mの地点

(3) 面積

1,356.37平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

◎新潟県告示第1145号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和2年10月23日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区片町字北山27から30まで、34から38まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1146号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和2年10月23日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市牧区片町字ヲビタエ57の1、58の子、61から65まで、66の1、67の1、67の2、68、69

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

する。)

◎新潟県告示第1147号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
令和2年10月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区真光寺字向大切1161、1162、1163の1、1163の2、1164の1、1164の2、1165から1167まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の頸城土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年10月23日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理事	上越市頸城区上増田299番地	辻 勉 (理事長)
〃	〃	西條 裕之
〃	〃	村田 郁男
〃	〃	草間 和幸
〃	〃	太田 勝美
〃	〃	松本 祐一
〃	〃	岡村 幸春
〃	〃	大瀧 勇
〃	〃	新保 義昭
〃	〃	細井 雅義
〃	〃	金澤 廣一
監事	〃	太田 勇
〃	〃	大瀧 春夫
〃	〃	舟波 哲治
〃	〃	藤山 作次

就任年月日 令和2年9月22日

2 退 任

理事	上越市頸城区上増田299番地	辻 勉 (理事長)
〃	〃	大島 伸一
〃	〃	村田 郁男
〃	〃	草間 和幸
〃	〃	太田 勝美

〃	〃	〃	大谷内239番地	松本 祐一
〃	〃	〃	東俣96番地	岡村 幸春
〃	〃	〃	上池田6番地1	川村 康夫
〃	〃	〃	森本1691番地	細井 雅義
〃	〃	〃	石神362番地	磯貝 義則
〃	〃	〃	手島726番地	阿部 秀一
監事	〃	〃	宮本395番地	太田 幸松
〃	〃	〃	花ヶ崎1610番地	宮本 治文
〃	〃	〃	浦川原区飯室574番地	舟波 哲治

退任年月日 令和2年9月21日

◎新潟県告示第1149号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和2年10月26日から令和2年11月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月23日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	加治川右岸(宮古木)	換地計画書の写し	新発田市役所地域整備庁舎

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1150号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年10月23日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

令和2年10月9日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
南魚沼市浦佐5729番15	6.20	35.20

公 告

予算の公表について(公告)

令和2年10月16日新潟県議会において議決された令和2年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年10月23日

新潟県知事 花 角 英 世

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,943,718千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,484,264,049千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第7款 分担金及び負担金		千円 4,686,110	千円 23,916	千円 4,710,026	
	第1項 分担金	1,337,681	2,643	1,340,324	
	第2項 負担金	3,348,429	21,273	3,369,702	
第9款 国庫支出金		189,123,431	26,950,755	216,074,186	
	第1項 国庫負担金	27,595,179	26,185	27,621,364	
	第2項 国庫補助金	158,724,753	26,893,772	185,618,525	
	第3項 委託金	2,803,499	30,798	2,834,297	
第10款 財産収入		4,583,049	149	4,583,198	
	第1項 財産運用収入	923,938	149	924,087	
第11款 寄附金		485,052	343,447	828,499	
	第1項 寄附金	485,052	343,447	828,499	
第12款 繰入金		22,689,743	1,424,626	24,114,369	
	第2項 基金繰入金	18,889,750	1,424,626	20,314,376	
第13款 諸収入		237,498,380	58,730,803	296,229,183	
	第4項 貸付金収入	205,492,784	58,478,446	263,971,230	

	第5項 受託益雑	業収入	7,594,098	6,100	7,600,198
	第6項 業収入	業収入	2,553,434	87,753	2,641,187
	第8項 雑収入	入	5,477,185	158,504	5,635,689
第14款 県債			264,243,000	189,000	264,432,000
	第1項 県債	債	264,243,000	189,000	264,432,000
第15款 繰越金			160,000	281,022	441,022
	第1項 繰越金	繰越金	160,000	281,022	441,022
歳入	合計	計	1,396,320,331	87,943,718	1,484,264,049

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第2款 総務費		千円 27,425,233	千円 1,281,886	千円 28,707,119	
	第1項 政 策	費			
	第2項 総 務	管 理 費	6,155,150	680,507	6,835,657
	第3項 統 計	調 査 費	11,093,922	582,659	11,676,581
	第4項 徴 税	費	1,387,240	△ 3,334	1,383,906
	第5項 市 町 村 振 興 費	費	7,235,244	20,231	7,255,475
	第7項 人 事 委 員 会 費	費	1,099,340	621	1,099,961
		146,765	1,202	147,967	
第3款 県民生活・環境費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	10,335,454	719,951	11,055,405	
	第2項 防 災 費	5,738,680	193,553	5,932,233	
	第3項 環 境 企 画 策 費	2,907,235	511,195	3,418,430	
	第4項 環 境 対 策 費	344,021	3,446	577,805	
	第5項 廃 棄 物 対 策 費	771,159	3,021	347,042	
			8,736	779,895	
第4款 福祉保健費	第1項 福 祉 保 健 費	204,329,894	13,251,860	217,581,754	
	第3項 医 生 務 事 費	23,721,205	299,746	24,020,951	
	第4項 医 師 ・ 看 護 職 員 確 保 対 策 費	19,686,906	1,762,944	21,449,850	
	第5項 高 齢 福 祉 保 健 費	1,714,910	32,511	1,747,421	
		49,434,568	392,109	49,826,677	

	第6項 健康 衛生 障害 子育て も 家庭 費	15,202,582 3,220,139 23,791,675 24,295,454	9,768,648 39,525 268,892 687,485	24,971,230 3,259,664 24,060,567 24,982,939
第5款 労 働 費	第2項 しごとと定住促進費 第3項 職業能力開発費	2,979,855 859,613 1,992,933	79,614 41,889 37,725	3,059,469 901,502 2,030,658
第6款 産 業 費	第1項 産 業 政 策 費 第2項 産 業 創 業 ・ 経 営 支 援 費 第3項 産 業 振 興 費 第4項 商 業 ・ 地 場 産 業 振 興 費 第5項 産 業 立 地 費 第6項 産 業 観 光 費	232,804,307 6,811,063 209,441,586 2,044,662 258,530 11,263,541 2,984,925	70,340,094 77,073 67,448,380 119,144 28,000 2,600,000 67,497	303,144,401 6,888,136 276,889,966 2,163,806 286,530 13,863,541 3,052,422
第7款 農 林 水 産 業 費	第1項 農 業 総 務 費 第2項 地 域 農 政 推 進 費 第3項 農 産 園 芸 費 第4項 経 営 普 及 費 第6項 畜 産 業 費 第7項 水 産 業 費	76,903,900 3,526,940 8,616,976 1,734,891 3,538,285 1,519,621 3,900,381	376,224 2,259 86,736 165,692 3,074 45,007 8,709	77,280,124 3,529,199 8,703,712 1,900,583 3,541,359 1,564,628 3,909,090

第8項	林業	第8項	12,181,650	13,131	12,194,781
第9項	農地管理費	第9項	5,486,515	2,975	5,489,490
第10項	農地整備費	第10項	34,671,475	△	34,668,766
第11項	農地計画費	第11項	1,273,677	51,350	1,325,027
第8款	土木費	第1項	150,254,912	417,296	150,672,208
		第2項	11,297,513	△	11,285,912
		第3項	63,566,957	△	62,953,740
		第4項	28,774,347	873,602	29,647,949
		第5項	16,152,691	△	16,128,593
		第6項	7,463,863	△	7,450,224
		第7項	11,277,971	180	11,278,151
		第8項	2,558,486	17,991	2,576,477
		第9項	424,293	127,400	551,693
		第10項	7,789,471	10,647	7,800,118
			949,320	50,031	999,351
第9款	警察費	第1項	52,037,308	166,153	52,203,461
		第2項	48,069,701	48,859	48,118,560
			3,967,607	117,294	4,084,901
第10款	教育費	第1項	181,204,729	171,459	181,376,188
		第2項	8,844,672	15,301	8,859,973
			86,137,252	17,865	86,155,117

	第3項 高等学校 校 費	48,021,942	7,221	48,029,163
	第4項 特別支援学校 校 費	20,750,508	111,678	20,862,186
	第6項 生徒進 費	316,871	5,000	321,871
	第7項 文化、化 行政 費	2,051,645	2,540	2,054,185
	第9項 私学教 育振興 費	11,795,845	△ 9,880	11,785,965
	第10項 大 学 費	2,363,670	21,734	2,385,404
第13款 諸 支 出 金		150,991,122	1,139,181	152,130,303
	第2項 雑 支 出	2,220,700	1,139,181	3,359,881
歳 出 合 計		1,396,320,331	87,943,718	1,484,264,049

第2表 継続費補正 1 追加						
款	項	事業名	総額	年度	年割額	千円
第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	一般国道117号道路改築事業 (灰雨トシ)	4,500,000	2		千円 0
				3		500,000
				4		2,000,000
				5		1,400,000
				6		500,000
				7		100,000

2 変 更		款	項	事 業 名	補 額		正 前		補 額		正 後	
					総	千円	年度	年 割 額	総	千円	年度	年 割 額
第8款 土 木 費	第2項 道 橋 り ょう 費	県道新発田津川線 緊急地方道路整備事業 (白 川 橋)	路 費		総	千円	30	千円 0	総	千円	30	千円 0
					元	375,968	元	375,968				
					2	900,000	2	700,000				
					3	639,993	3	600,000				
					4	184,039	4	239,993				
				5	184,039							

第3表 債務負担行為補正 1 追加						
事	項	期	限	度	額	明
	公文書管理システム運用管理委託契約	令和3年度から 令和7年度まで			123,210千円	
	地域振興局電力需給契約	令和3年度から 令和4年度まで			32,138千円	
	金融所得課税に係る税総合オンラインシステム改修業 務委託契約	令 和 3 年 度			19,899千円	
	消防防災へりコプター運航管理業務委託契約	令和3年度から 令和7年度まで			745,873千円	
	県営経営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令 和 3 年 度			17,000千円	
	県営中山間地域対策事業八手地区工事請負契約	令 和 3 年 度			63,000千円	
	県道新関水原停車場線緊急地方道路整備工事請負契約	令 和 3 年 度			80,000千円	
	県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	令 和 3 年 度			100,000千円	
	県道山ノ相川下条停車場線仮設橋賃借契約	令和3年度から 令和5年度まで			30,000千円	
	一級河川福島潟広域河川改修工事請負契約	令 和 3 年 度			240,000千円	
	一級河川布施谷川広域河川改修工事請負契約	令 和 3 年 度			50,000千円	

一級河川中ノ口川広域河川改修仮設橋賃借契約	令和3年度から 令和6年度まで	180,000千円
柏尾海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和3年度	40,000千円
桃崎浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和3年度	65,000千円
内野浜海岸海岸侵食対策工事請負契約	令和3年度	150,000千円
四ノ郷屋海岸海岸環境整備工事請負契約	令和3年度	80,000千円
柴町海岸海岸高潮対策工事請負契約	令和3年度	140,000千円

県営経営体育成基盤整備事業畔屋地区工事請負契約	令和3年度	5,000千円	令和3年度	21,000千円
県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	令和3年度	14,000千円	令和3年度	53,000千円
県営経営体育成基盤整備事業広島地区工事請負契約	令和3年度	30,000千円	令和3年度	40,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和3年度	49,000千円	令和3年度	71,000千円
県営中山間地域対策事業泉盛寺開田地区工事請負契約	令和3年度	3,000千円	令和3年度	7,000千円
県営中山間地域対策事業若砺地区工事請負契約	令和3年度	6,000千円	令和3年度	12,000千円
県道佐渡一周線緊急地方道路整備工事請負契約	令和3年度	80,000千円	令和3年度	240,000千円
加治川治水ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	令和3年度	150,000千円	令和3年度から 令和4年度まで	200,000千円

起債の目的		補			正			後				
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	補	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
公園事業費	808,000						824,000					
災害復旧事業費	2,923,000						3,134,000					
防災対策事業費	6,197,000						6,997,000					
地方道路等整備事業費	13,370,000						12,577,000					
警察施設整備事業費	1,459,000						1,458,000					
交通安全施設整備事業費	487,000						493,000					
本庁舎改修事業費	36,000						41,000					
集落雪崩対策事業費	3,000						2,000					
行政改革推進債	7,780,000						7,726,000					
合計	264,243,000						264,432,000					

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

年9パーセント以内

補正前に同じ

第4表 地方債補正
1 変更

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,896千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ696,480千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入	第3項 繰入金	千円 641,584	千円 54,896	千円 696,480
	繰入金	268,450	54,896	323,346
歳入	合計	641,584	54,896	696,480

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 641,584	千円 54,896	千円 696,480
	第1項 災害救助費	286,071	54,896	290,967
歳	出 合 計	641,584	54,896	696,480

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,025,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		千円 189,977,373	千円 48,597	千円 190,025,970
	第2項 国庫支出金	51,074,672	48,597	51,123,269
歳 入	合 計	189,977,373	48,597	190,025,970

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業費		千円 189,977,373	千円 48,597	千円 190,025,970
	第2項 事業費	188,286,831	48,597	188,335,428
歳	出 合 計	189,977,373	48,597	190,025,970

令和2年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ335,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業取	第1項 繰入金	千円 334,022	千円 1,023	千円 335,045
	合 計	1,402	1,023	2,425
歳 入	合 計	334,022	1,023	335,045

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉事業 貸付事業資金費	第1項 貸付事業費	千円 334,022	千円 1,023	千円 335,045
歳出合計		334,022	1,023	335,045

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,472,508千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,371,144	千円 101,364	千円 3,472,508
	第2項 国庫支出金	15,000	6,000	21,000
	第5項 諸収入	27,916	6,555	34,471
	第7項 繰越金	1	88,809	88,810
歳 入	合 計	3,371,144	101,364	3,472,508

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 3,370,991	千円 101,364	千円 3,472,355
	第1項 事業費	1,816,475	116,970	1,933,445
	第2項 県債費	1,554,516	△ 15,606	1,538,910
歳	出 合 計	3,371,144	101,364	3,472,508

令和2年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	74,911,435	971,869	75,883,304
第1項 医業収益	61,313,825	55,879	61,369,704
第3項 特別利益	200	915,990	916,190

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	76,165,965	964,958	77,130,923
第1項 医業費用	74,516,833	48,968	74,565,801
第3項 特別損失	200	915,990	916,190

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
医療情報総合システム整備事業	令和2年度から 令和4年度まで		千円 2,283,896

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警報機付きポケット線量計の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和2年10月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

警報機付きポケット線量計 1,081台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月12日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断したものにあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和2年12月4日（金） 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和2年12月7日（月） 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和2年11月6日（金）午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和2年11月24日（火）午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Pocket dosimeter with warning alarm: [1,081] units

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00P.M. November 24, 2020

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. December 7, 2020

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

新潟県立中央病院診療材料調達業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立中央病院診療材料調達業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和2年10月23日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 業務の概要

新潟県立中央病院診療材料調達業務（以下、「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県立中央病院診療材料調達業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立中央病院診療材料調達業務受託者募集要項（以下「プロポーザル実施要項」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要項を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する問い合わせ等

(1) 交付期間

令和2年10月23日（金）から令和2年11月6日（金）（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日午前9時から午後5時15分まで

(2) 交付場所

郵便番号943-0192 新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院 経営課

電話番号025-522-7711

(3) 質問書の提出 プロポーザル実施要項による。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 単独事業者又は複数事業者のコンソーシアム（共同事業体）であること。ただし、一応募者の代表事業者又は構成事業者が、他の応募者の代表事業者又は構成事業者となることはできない。

(2) 令和2年4月1日現在、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器類」に登録されていること。（コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が当該名簿に登録されていること。）

(3) 本業務を受託するに当たり、以下の関係法令に基づく資格等を有していること。（コンソーシアムの場合は、少なくとも代表事業者が該当すること。）

ア 医薬品医療機器等法第39条に規定する高度医療管理機器等の販売業の許可

イ 医薬品医療機器等法第26条に規定する医薬品の卸売一般販売業の許可

ウ 毒物及び劇物取締法第4条の2に規定する毒物及び劇物の一般販売業の登録

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(6) 次のいずれかに該当するものは応募者となることができない。

ア 国税及び地方税を滞納している者。

イ 本県の指名停止基準に該当し、指名停止処分を受けている者。

ウ 令和2年10月23日以降、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者。

(7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札を行った者でないこと。

(8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(9) 当院が加盟する一般社団法人日本ホスピタルアライアンスの共同購入に必要な諸手続き、運用に協力できること。

5 書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要項による。

(2) 提出期限

ア 公募型プロポーザル方式調達業務参加申請書及びコンソーシアム構成表

令和2年11月6日（金）午後5時15分

イ ア以外の参加資格書類、企画提案書、業務経費見積書

令和2年11月20日（金）午後5時15分

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

直接持参(郵送による提出は認めない。)

6 本プロポーザルに関する質問等

プロポーザル実施要項による。

7 審査及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立中央病院診療材料調達業務受託者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)が、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答等を総合的に評価し最優秀提案者(第1位交渉権者)及び次点の提案者を特定する。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

参加資格要件の結果通知により案内をした事業者には、提出のあった企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

なお、開催の日時及び場所等については、別途通知する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 契約締結までに、参加資格要件を欠くこととなった場合又は欠くことが判明した場合。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書により通知する。

8 契約の締結

(1) 選定委員会が最優秀提案者と決定した提案者と、詳細な業務仕様に関する協議及び契約の締結交渉を行う。

なお、合意した場合は随意契約を締結する。

(2) 最優秀提案者と交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者が契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合又は本提案競技において不正と認められる行為が判明した場合は、次点の提案者と契約の締結交渉を行う。

(3) 次点の提案者とも協議が整わない場合は、本契約は締結しない。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) その他詳細は、プロポーザル実施要項及び仕様書のとおりとする。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、画像情報管理システム(PACS)の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年10月23日

新潟県立精神医療センター院長 細木 俊宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

画像情報管理システム(PACS) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年2月26日(金)

(4) 納入場所

新潟県立精神医療センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達物品の公告日現在で、新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 940-0015
新潟県長岡市寿2丁目4-1
新潟県立精神医療センター経営課
電話番号 0258-24-3930 内線128

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加申請書及び応札仕様書の提出期限
令和2年11月4日（水）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年11月11日（水）午後1時30分
新潟県立精神医療センター 大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立精神医療センターの交付する入札説明書に基づき入札参加申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、分娩監視装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年10月23日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

分娩監視装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年11月4日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年11月5日(木)午前10時30分

新潟県立十日町病院 1階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。